

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	1
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課)	1
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(維持管理防災課)	1
○土砂災害警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	2

告 示

北海道告示第581号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 余市郡赤井川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 解 除 の 理 由 索道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び赤井川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第582号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を福島町役場の掲示場に掲示した。

平成29年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成29年北海道告示第537号
- 2 所在が不分明な者 住吉 常義、三影 滝太郎

北海道告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 杓形仙法志鴛泊線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
利尻郡利尻富士町鬼脇宇鯨泊296番1地先から 同郡利尻富士町鬼脇宇鯨泊308番地先まで	前	16.25m	164.50m	—
利尻郡利尻富士町鬼脇宇鯨泊296番1地先から 同郡利尻富士町鬼脇宇鯨泊322番4地先まで	前	26.50mから 43.00mまで	165.91m	—

利尻郡利尻富士町鬼脇宇鯨泊296番1地先から 同郡利尻富士町鬼脇宇鯨泊308番地先まで 後 16.25mから 27.50mまで 164.50m — 利尻郡利尻富士町鬼脇宇鯨泊296番1地先から 同郡利尻富士町鬼脇宇鯨泊322番4地先まで 後 26.50mから 50.63mまで 165.91m — 利尻郡利尻富士町鬼脇宇鯨泊296番1地先から 同郡利尻富士町鬼脇宇鯨泊308番地先まで 後 6.50m 172.34m — 後 16.25mから 30.00mまで 166.50m —	
北海道告示第585号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成29年10月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 トラピスト沢川（Ⅰ－21－0010） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北斗市当別4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 フコマ野川（Ⅲ－21－001） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北斗市三ツ石（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大当別2号沢川（Ⅲ－21－004） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北斗市三ツ石（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 加藤の沢川（Ⅱ－21－0230） (2) 土砂災害警戒区域の表示	北斗市市渡、村山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 市瀬1号沢川（Ⅲ－21－020） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北斗市市渡、村山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 文月3号沢川（Ⅲ－21－015） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北斗市文月（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 文月4号沢川（Ⅲ－21－016） (2) 土砂災害警戒区域の表示 北斗市文月（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第586号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成29年10月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上磯三ツ石（Ⅲ－2－39－420） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市当別、当別4丁目、当別5丁目、三ツ石（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上磯当別5（Ⅱ－2－137－920） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市当別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 後藤の沢川（Ⅱ－21－0020） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市当別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 石倉野川（Ⅲ－21－002） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市三ツ石（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大当別1号沢川（Ⅲ－21－003） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市当別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大当別3号沢川（Ⅲ－21－005） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市三ツ石（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大野向野1（Ⅲ－2－28－409） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市向野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大野向野4（Ⅱ－2－114－897） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市向野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大野文月2（Ⅲ－2－27－408） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市文月（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 高田の沢川（Ⅱ－21－0150） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

北斗市文月（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 市瀬2号沢川（Ⅲ-21-021） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市市瀬、村山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 市瀬3号沢川（Ⅲ-21-022） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市市瀬、村山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 市瀬4号沢川（Ⅲ-21-023） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市市瀬、村山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神社横の沢川（Ⅰ-21-0200） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市市瀬、村山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 村山2号沢川（Ⅲ-21-024） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市村山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 村田の沢川（Ⅱ-21-0210） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市市瀬、村山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 文月1号沢川（Ⅲ-21-013） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市文月（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 文月2号沢川（Ⅲ-21-014） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市文月（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	--

文月 5 号沢川（Ⅲ－21－017）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

北斗市文月（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
